

平成27年度の 就学援助のお知らせ

教育委員会では、次の世帯に対して学用品費などを援助しています。

- 対象 ①生活保護が停止か廃止になった世帯
②町民税が非課税か減免になった世帯
③個人事業税や固定資産税が減免になった世帯
④国民年金保険料の免除、国民健康保険料が減免、又は徴収が猶予された世帯
⑤児童扶養手当を受給している世帯
⑥世帯更正資金を利用している世帯
⑦公共職業安定所に登録している日雇い労働の世帯
⑧その他経済的に困りの世帯
- 援助内容 学用品費、修学旅行費、新入学用品費、学校給食費、体育実技用具費、医療費等
- 提出書類 就学援助費申請書（各学校にあります）、平成26年分源泉徴収票や確定申告書の控え
- 申込み 5月8日【金】までに各学校へお申込みください。小学校と中学校に子どもが通学している家庭は、それぞれの学校に申請書を提出してください。
- 問合せ 教育委員会 学校教育グループ
Tel 27-2494

厚真町育英資金のご案内

大学・短大・専修学校などを対象

平成27年度の厚真町育英資金貸付けの申込みを受付いたします。

- 貸付対象者
(1) 短期大学、大学、大学院（防衛大学等は除く）
(2) 高等専門学校（第4、5学年）
(3) 専修学校専門課程（修業年限が2年以上に限る）
(4) 国外において、(1)～(3)に掲げる学校に相当する教育内容を行う学校

上記(1)～(4)に該当する学校の新規入学者か在学生で、保護者等が厚真町在住の方。

- 貸付月額 月額6万円を限度に1万円単位の希望額
- 貸付方法 希望する金融機関の貸付（保護者等）の口座に毎月振り込みます。
（初回のみ4～7月分を7月中旬に振り込みます。）
- 利息 無利子
- 返済方法 卒業後、6カ月据え置きで、借りた期間の3倍の期間で口座振替等により返済していただきます。
- 選考基準 町育英資金選考基準に基づき、成績、学習意欲、家庭の所得等を考慮し貸付者を決定します。（収入基準額については、日本学生支援機構の基準額の2倍以下であること）

- 提出書類 ①申請書（教育委員会にあります）
②在学証明書
③成績証明書
（最後に在学していた学校の証明書）
④健康診断書
（入学後、学校で受けた結果の写し）
⑤課税資料閲覧承諾書
（教育委員会にあります）
⑥世帯全員の平成27年度所得証明書
（平成26年分所得）
- 申込期限 平成27年5月29日（金）まで
所得証明書は平成27年6月15日（月）まで
- 申込み 教育委員会 学校教育グループ
担当：山口
問合せ Tel 27-2494

※提出書類や所得基準等、不明な点がありましたら、お気軽にご相談ください。

2月臨時・定例教育委員会

2月13日に開催された臨時教育委員会及び2月26日に開催された定例教育委員会の会議内容についてお知らせします。

1. 報告事項

平成27年度教育費予算案について、厚真町学校給食センター運営委員会、各学校の卒業式・入学式の日程について（3件/臨時教育委員会）

胆振管内教育実践表彰伝達、第20回室内ソフトボール大会、読書感想文コンクール表彰式（3件/定例教育委員会）

2. 議案

平成27年度教育行政執行方針について、厚真町文化振興基金条例の一部改正について（2件/臨時教育委員会）

※定例教育委員会は毎月下旬に開催します。傍聴される方は、事前に日時などをご確認ください。

- ★問合せ 教育委員会 学校教育グループ
Tel 27-2494